

地域区分 （改定の方角性）

1. これまでの分科会における主なご意見
2. 論点及び対応案
3. 参考資料



1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案

3. 参考資料

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいた
ご意見について事務局の責任で整理したもの

- 現在よりも支給割合が低くなる場合、人材確保や安定的な施設・事業所運営に大きな懸念がある。市町村の意向を確認しつつ、介護従事者の賃金の実態や経営状況等を踏まえて対応すべき。
- 見直しによって級地が上がる場合は、人材確保の観点から歓迎される一方、保険料の上昇につながるものが想定され、反応は市町村の実情により様々であることが予想される。2月から3月に実施した市町村への意向調査を踏まえ、市町村の実情に応じた地域区分となるよう丁寧に検討を行うべき。
- 財政中立の中で、隣接市町村の状況も勘案しつつ、地域手当の見直しの考え方や地域の特性を踏まえて、公平感のある制度設計とすべき。
- 令和6年の人事院勧告による公務員の地域手当の見直しに準拠して地域区分を見直す必要はあるのか、根本的なところから考え直す必要があるのではないかと。地域区分が引き下げられた場合、赤字に転落する事業所が急増し、施設存続の危機に直結する。こうした現状を理解いただき、急激な減収を緩和する措置の継続や現場の声を反映した適切な対応をすべき。
- 支給割合が下がる地域では、介護従事者の賃金も下がるものが予想される。地域区分の見直しによって介護従事者の賃金が下がるようなことは何としても避ける工夫をすべき。
- これまで通り公務員の地域手当に準拠することを原則とすることが適当。一方で、地域手当は、経過措置や自治体の事情により人事院勧告とは異なる支給割合を適用している市町村もある。地域区分の見直しにあたっては、市町村への意向調査の結果や地域の実情を踏まえ、一定の範囲で市町村が級地を選択できる仕組みとすべき。
- 地域手当の支給割合が下がる地域において、介護従事者の賃金に影響を与えないよう、緩和措置を検討すべき。
- 物価高や人件費の上昇など介護事業所の厳しい経営状況を踏まえると、地域区分を大きく見直すことは現場に大きな不安と混乱が生じる。地域区分の見直しは、事業所の経営や人材確保への影響を慎重に見極めた上で拙速な変更は避けるべき。
- 上乗せ割合が引き下がる地域については、経営への影響がどの程度出てくるのか、慎重にデータを見て見直しを検討すべき。

これまでの分科会における主なご意見②

介護給付費分科会における関係団体等意見交換会においては、以下について要望があった。

【全国介護事業者連盟】

- 地域区分の見直しによる区分の引き下げ地域は、物価高による厳しい経営環境となっている介護事業者にとって極めて深刻な影響を与えます。見直しの考え方は公務員の地域手当を原則としつつも、その他地域の物価動向や経済事情へのきめ細やかな配慮をお願いします。合わせて、地域区分の見直しに至る決定プロセスを明確化していただくようお願いします。

【介護人材政策研究会】

- 令和9年度介護報酬改定にあわせて検討される地域区分の見直しにあたっては、他職種と遜色のない処遇改善を目指す施策の方向性に水を差すことがないように、現行の水準を著しく下回る場合には、市町村の判断による経過措置の適用に留まらず、例えば3年ごとの介護報酬改定の枠組みにとらわれない新たな経過措置の仕組みなど、激変緩和に向けた特段の配慮措置を講じるべき。

【全日本病院協会】

- 地域区分の見直しに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、上乗せ割合の急激な引下げによる経営・サービス提供への影響を回避するため、必要な経過措置及び激変緩和措置を講じていただきたい。

1. これまでの分科会における主なご意見



2. 論点及び対応案

3. 参考資料

論点：級地の設定について	7
--------------	---

現行の地域区分における級地の設定状況について

○令和6年度から令和8年度における各級地の自治体数

級地	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	—
自治体数	23	7	29	24	59	137	170	1,292

○経過措置及び特例の適用状況(令和6年4月1日時点)

(自治体数)

		合 計	本来の級地よりも 引き上げ	本来の級地よりも 引き下げ
公務員の地域手当に準拠		1,544	—	—
経過措置を適用		80	2	78
特 例 を 適 用	完全囲まれルールを適用	30	15	15
	4 級地差ルールを適用	2	2	—
	複数隣接ルールを適用	57	55	2
	5 級地差ルールを適用	7	7	—
	広域連合ルールを適用	20	5	15
	他制度との均衡ルールを適用	1	1	—

現行の地域区分における級地の設定方法

<原則>

公務員（国家公務員または地方公務員）の地域手当の設定に準拠

※ 報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、従前の上乗せ割合を維持することも含め、見直し前後の上乗せ割合の範囲内で級地の設定を認める経過措置を設けている（令和8年度末まで延長）。

➡ 令和6年人事院勧告等により、公務員の地域手当が見直されたため、見直しが必要

<特例>

（1） 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げること、または、一番高い地域区分までの範囲で引き下げること認める。

① 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に囲まれている場合。なお、隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況で判断することも可能とする。【完全囲まれルール】

② 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域がある場合。ただし、引き上げの場合は、公務員の地域手当の設定がある自治体を除く。【4級地差ルール】

➡ 地域手当の級地が7区分から5区分になることに伴い、見直しが必要

③ 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に複数隣接しており、かつ、当該地域の地域区分と同じ地域との隣接が単一（引き下げの場合を除く）の場合。ただし、引き上げの場合は、公務員の地域手当の設定がある自治体を除く。【複数隣接ルール】

（2） 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合、4級地差になるまでの範囲で引き上げること、または、引き下げること認める。【5級地差ルール】

➡ 地域手当の級地が7区分から5区分になることに伴い、見直しが必要

（3） 広域連合については、構成自治体に適用されている地域区分の範囲内で選択することを認める（解散する場合について、激変緩和措置を設ける）。【広域連合ルール】

（4） 障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引き上げること認める。【他制度との均衡ルール】

介護報酬の地域区分の見直しに係る意向の確認結果について

- 令和8年2月に各市町村に対して、令和9年度以降の地域区分の設定に係る意向や各市町村における公務員の地域手当の支給割合等の調査を実施。
- 当該調査は、令和9年度からの地域区分を提示したものではなく、令和9年度介護報酬改定に向けた地域区分の見直しを検討するために実施。
- 公務員の地域手当に準拠して地域区分の上乗せ割合を設定することについて、約9割の市町村が「意向なし（令和6年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠。現行の上乗せ割合と変わらない又は現行よりも上がる）」との回答であった。

自治体の回答内容	自治体数
意向なし（令和6年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠（現行の上乗せ割合と変わらない））	1,088自治体（62.5%）
意向なし（令和6年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠（現行よりも上乗せ割合が上がる））	438自治体（25.2%）
現行と同じ上乗せ割合を希望（経過措置を希望）	140自治体（8.0%）
その他の回答	75自治体（4.3%）

※ 「その他の回答」としては、公務員の地域手当と異なる割合を希望する自治体や現時点では未定と回答する自治体などがあった。

論点 級地の設定について

論点

- 介護報酬は、介護サービスの内容や施設・事業所の所在する地域等を考慮しつつ、介護サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定されており、介護サービスの提供に要する費用の主たるものは人件費である。
- 地域区分は、この人件費の地域差を反映する仕組みであり、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠して設定している。
- 公務員の地域手当については、令和7年度から、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直しが段階的に行われている。この公務員の地域手当の見直しを踏まえ、令和9年度以降の地域区分について、令和8年2月に市町村の意向を確認したところである。
- 前回の地域区分の見直しは、平成26年人事院勧告において国家公務員の地域手当が見直されたことを踏まえ、この見直し内容に準拠する形で平成27年度介護報酬改定において対応したところであり、その際、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、経過措置を設けている。
- こうしたことを踏まえ、令和9年度以降の地域区分の級地設定についてどのように考えるか。また、級地設定にあたり、経過措置や特例の取扱いについてどのように考えるか。

対応案

- 地域区分の趣旨やこれまでの見直しの経緯を踏まえ、令和9年度以降の地域区分は、最新の民間賃金の状況を反映した国家公務員または地方公務員の地域手当に準拠して級地設定することを原則としつつ、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、過去の見直し時と同様、市町村の意向を踏まえて、従前の上乗せ割合を維持することも可能な経過措置を講じることとしてはどうか。
- 特例については、隣接した市町村との級地格差による人材確保への影響も踏まえる必要があり、級地区分の段階数が7区分から5区分になることから、現行の5級地差ルールの対象自治体がなくなるため、当該特例を見直してはどうか。具体的には、級地区分の段階数に応じた見直しとして3級地差ルールに見直すこととしてはどうか。その際、現行の4級地差ルールについては3級地差ルールで対応することとしてはどうか。
- こうした特例見直し案を前提に、市町村の意向を再度確認した上で、令和9年度以降の地域区分を設定してはどうか。10

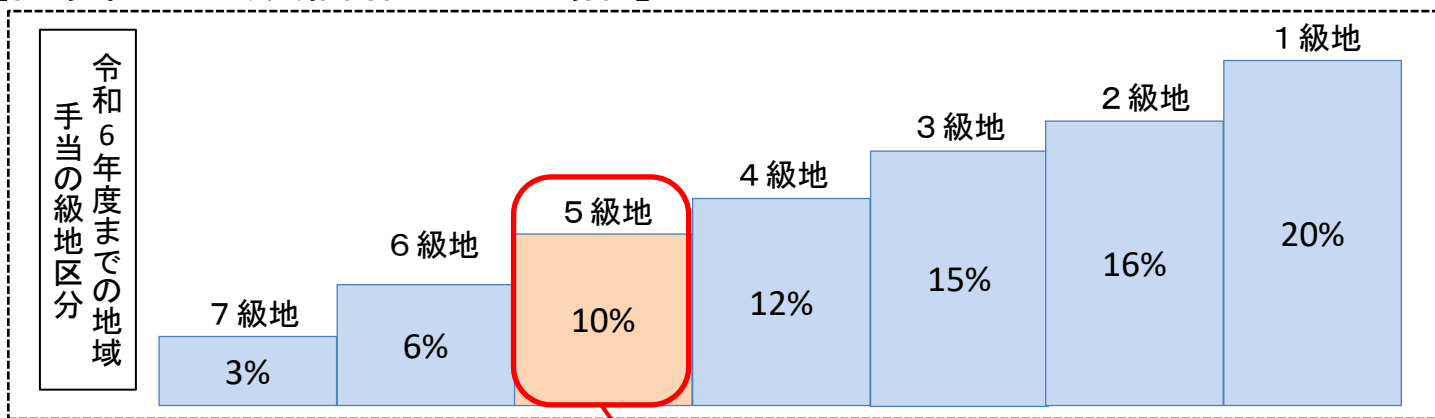
<原則>

- 公務員（国家公務員または地方公務員）の地域手当の設定に準拠することを原則とする。
- 報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村が希望する場合、従前の上乗せ割合と公務員の地域手当の範囲内で級地や上乗せ割合を設定することができる経過措置を設ける。 → （p12）
- 経過措置は、令和11年度末までとし、令和12年度以降については、令和12年度介護報酬改定時に市町村の意見を確認することとする。

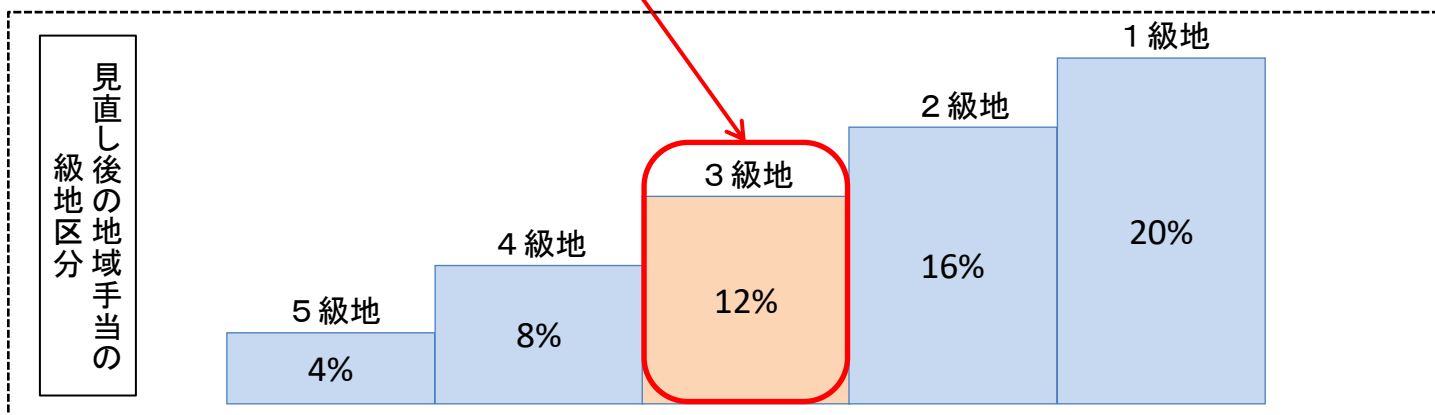
地域区分の経過措置について

- 地域区分の見直し(※)にあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。
※ これまで、平成24年度及び平成27年度の介護報酬改定において、地域区分の見直しを実施。
- 経過措置については、3年毎の介護報酬改定の際に、その取扱いについて市町村の意向を確認しており、現行の経過措置は令和8年度末まで延長が認められている。
- 今回の見直しにおいても、激変緩和措置として、市町村の意向に基づき経過措置を設ける。

【例：見直しにより支給割合が上がる場合】



見直しにより5級地から3級地へ



介護保険の
経過措置

地域区分については、10%～12%の範囲で設定することが可能

令和9年度介護報酬改定に向けた地域区分の級地の設定方法（案）②

<特例>

(1) 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げること、または、一番高い地域区分までの範囲で引き下げること認める。

- ① 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に囲まれている場合。なお、隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況で判断することも可能とする。

【完全囲まれルール】 → 継続 (p14)

- ② 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に複数隣接しており、かつ、当該地域の地域区分と同じ地域との隣接が単一（引き下げの場合を除く）の場合。ただし、引き上げの場合は、公務員の地域手当の設定がある自治体を除く。

【複数隣接ルール】 → 継続 (p14)

(2) 3級地以上の級地差がある地域と隣接している場合、2級地差になるまでの範囲で引き上げること、または、引き下げること認める。

【3級地差ルール】 → 新規 (p15) ※ 現行の5級地差ルール・4級地差ルールを見直し

(3) 広域連合については、構成自治体に適用されている地域区分の範囲内で選択すること認める。

【広域連合ルール】 → 継続 (p15)

(4) 障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引き上げること認める。

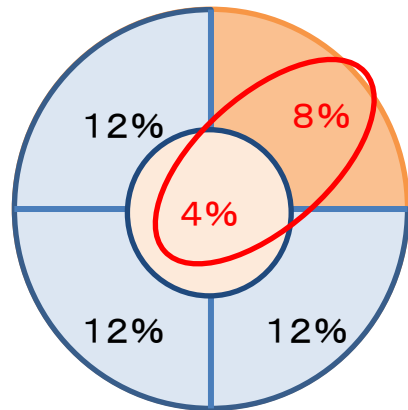
【他制度との均衡ルール】 → 継続

地域区分の特例の設定方法について 案①

< 現行の特例(継続) >

【特例(1)①(完全囲まれルール)の例】

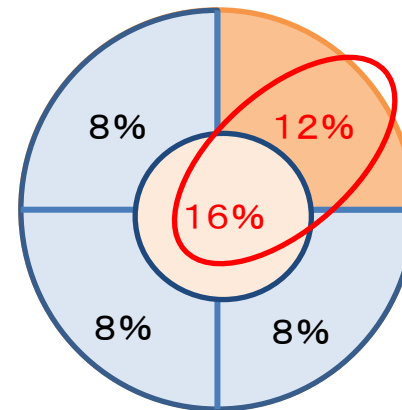
(引き上げの場合)



✓ 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
(8%を選択可)

(引き下げの場合)

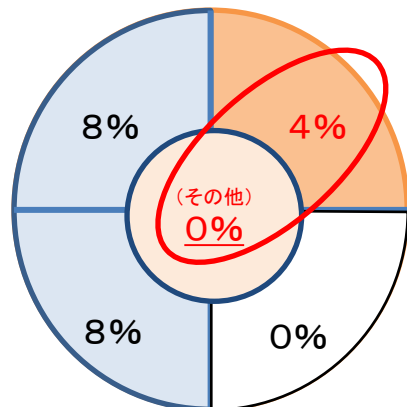


✓ 低い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒隣接地域の地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
(12%を選択可)

【特例(1)②(複数隣接ルール)の例】

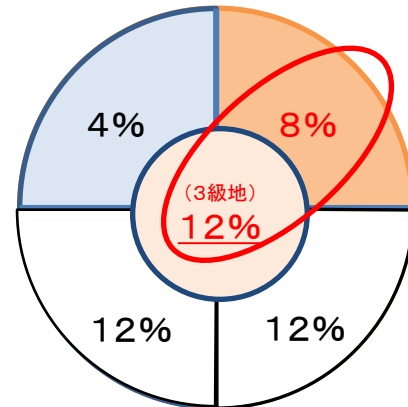
(引き上げの場合)



✓ その他(0%)の地域であって、高い地域区分の地域と隣接しており、同一区分(0%)の地域との隣接が単一の場合

⇒隣接地域の高い地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
(4%を選択可)

(引き下げの場合)



✓ 低い地域区分の地域と隣接している場合(高い区分とは接していない)

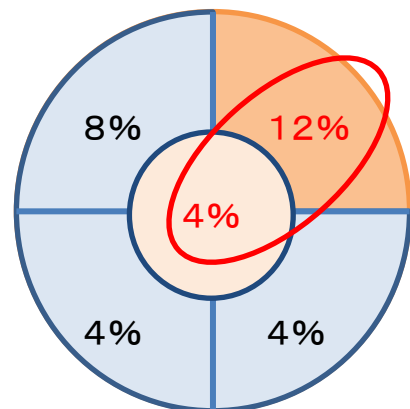
⇒隣接地域の低い地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
(8%を選択可)

地域区分の特例の設定方法について 案②

< 現行の特例(継続) >

【特例(3)(広域連合ルール)の例】

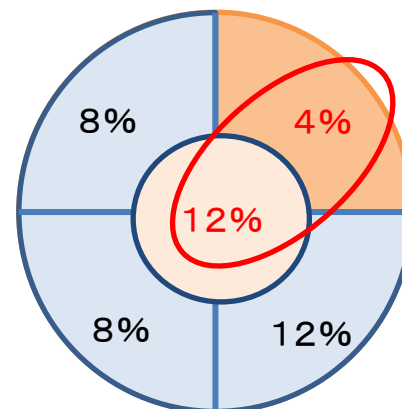
(引き上げの場合)



✓ 広域連合の構成自治体の場合

⇒ 広域連合の構成自治体に適用されている区分の範囲で選択可能
(8%又は12%を選択可)

(引き下げの場合)



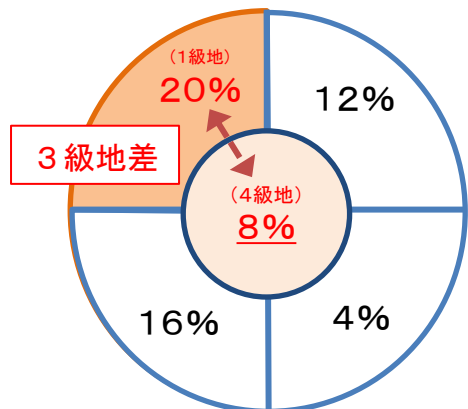
✓ 広域連合の構成自治体の場合

⇒ 広域連合の構成自治体に適用されている区分の範囲で選択可能
(8%又は4%を選択可)

< 特例の見直し案 >

【特例(2)(3級地差ルール)の例】(5級地差ルールの見直し)

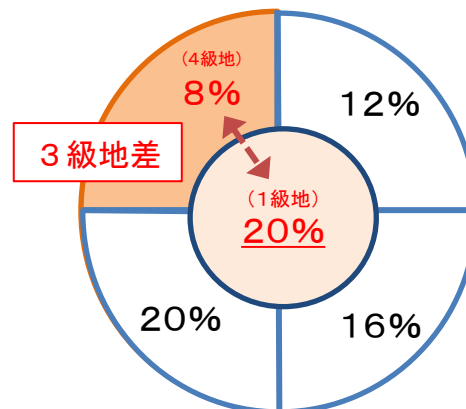
(引き上げの場合)



○ 3級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒ 2級地差になるまで引き上げが可能
(12% (3級地) を選択可)

(引き下げの場合)



○ 3級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒ 2級地差になるまで引き下げが可能
(16% (2級地) を選択可)

1. これまでの分科会における主なご意見

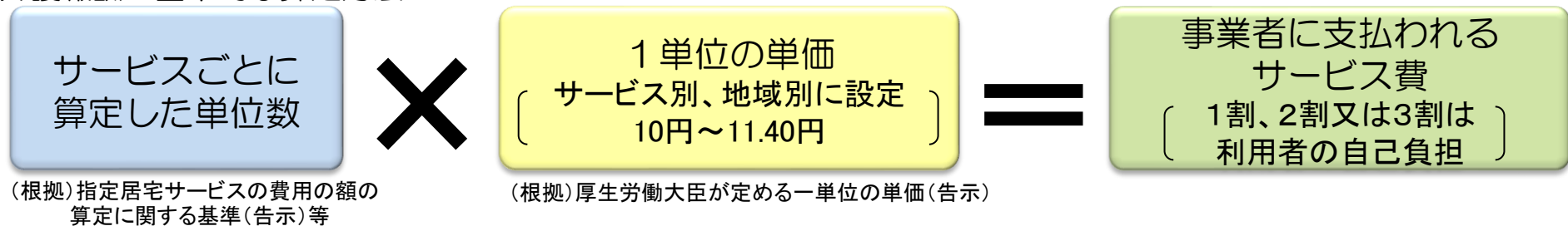
2. 論点及び対応案

 3. 参考資料

地域区分の概要

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠することを原則としている。
- なお、地域区分の見直しにあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で経過措置を設けている。また、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

■介護報酬の基本的な算定方法



■1単位の単価(サービス別、地域別に設定)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
 ②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
 ③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護医療院／
 地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護

地域区分の経過措置

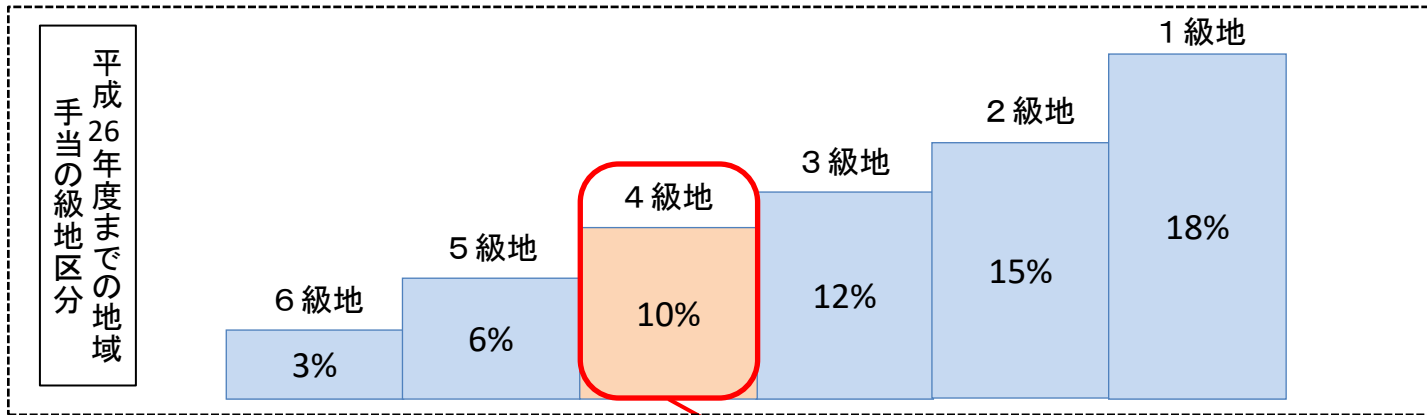
概要

- 地域区分の見直し(※)にあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。

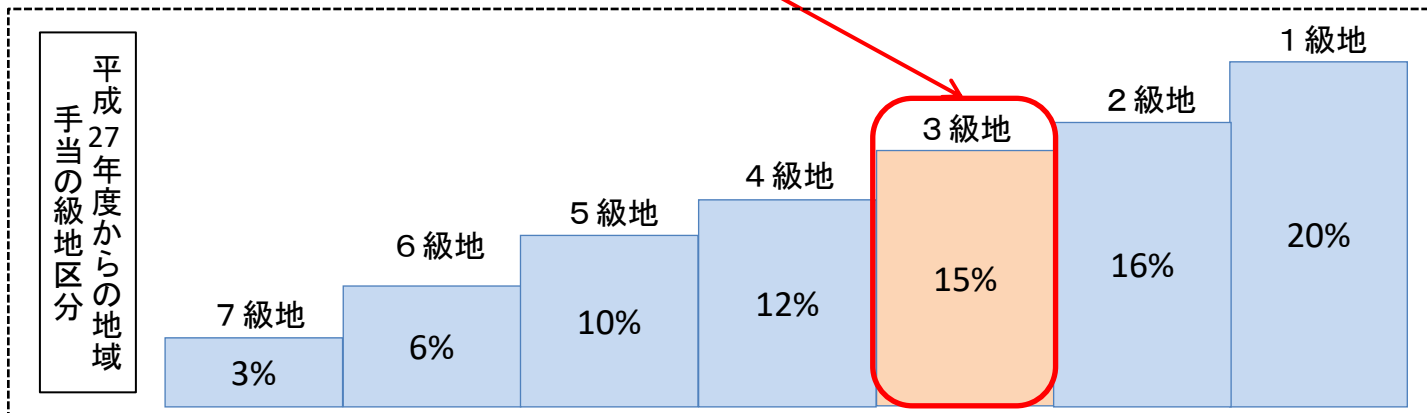
※ これまで、平成24年度及び平成27年度の介護報酬改定において、地域区分の見直しを実施。

- 経過措置については、3年毎の介護報酬改定の際に、その取扱いについて市町村の意向を確認しており、令和8年度末まで延長が認められている。

【平成26年人事院勧告により地域手当の級地が上がった自治体の例】



見直しにより4級地から3級地へ



介護保険の経過措置

地域区分については、10%～15%の範囲で、自治体を選択した区分を設定

地域区分の特例

概要

地域区分の設定に当たっては、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体について、市町村の意向を確認した上で、以下の通り特例を設けている。

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引き上げる又は引き下げを認める。

- i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。（完全囲まれルール）
- ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。（4級地差ルール）
- iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引き下げの場合を除く）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。（複数隣接ルール）

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。（5級地差ルール）

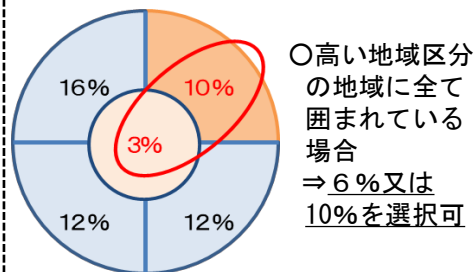
ウ 広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。（広域連合ルール）

エ 障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。（他制度との均衡ルール）

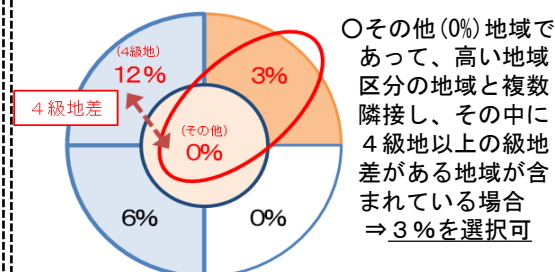
（注1）隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。（ア i のみ）

（注2）自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。

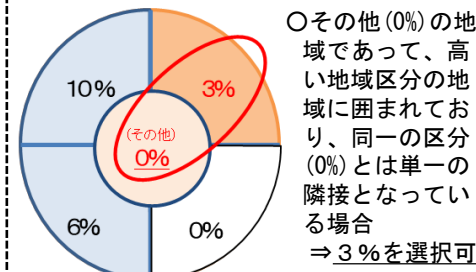
【ア i に該当する事例】



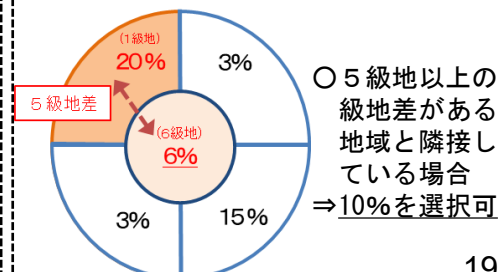
【ア ii に該当する事例】



【ア iii に該当する事例】



【イ に該当する事例】



地域区分の適用地域（令和6～8年度）

令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他				
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%				
地域	東京都 特別区	東京都 調布市(3) 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 浦安市(4) 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市(4) 愛知県 名古屋市の 刈谷市(4) 豊田市(4) 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 横須賀市(5) 藤沢市 逗子市 三浦市(6) 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市(3) 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 川口市(6) 草加市(6) 戸田市(6) 新座市 八潮市(6) ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 春日部市 四街道市 袖ヶ浦市(6) 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町(6) 寒川町 愛川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	東京都 武蔵村山市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 大磯町 柏原市 二宮町 藤井寺市 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 豊能町 愛知県 岡崎市 一宮市(7) 瀬戸市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 西尾市 大山市(7) 江南市(7) 稲沢市 尾張旭市(7) 岩倉市(7) 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市の 弥富市 あま市 長久手市 岡崎市 大治町 豊江町 豊山町 飛鳥村 松伏町 千葉県 津市 木更津市(7) 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 東京都 宇治市 亀岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町(7) 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 下野市(6) 壬生町 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 榛東村(他) 吉岡町(他) 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 小山町 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 東金市 君津市 富津市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 南足柄市(他) 山北町 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 南アルプス市(他) 南部町(他) 長野県 長野市 扶桑町 阿久比町 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市 美濃加茂市(他) 各務原市 可児市 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曽岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 近江八幡市(他) 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 日野町 竜王町(他) 京都府 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 大和高田市(6) 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 東海市 大府市 知多市 高浜市 田原市 大日町 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町(他) 幸田町 設楽町 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 熊野町(他) 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23(23)	7(6)	29(27)	24(25)	59(51)	137(140)	170(166)	1292(1303)				

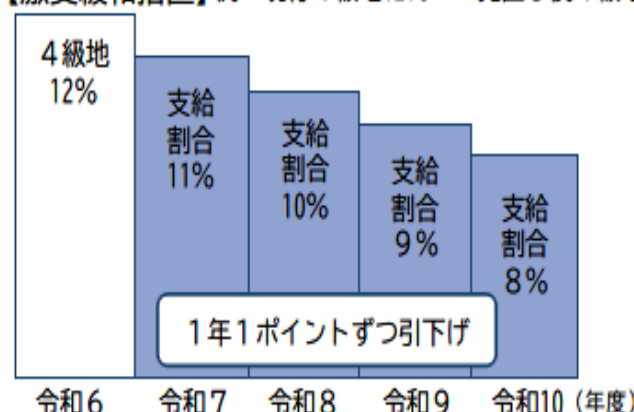
※ この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。

令和6年人事院勧告における国家公務員の地域手当の見直し内容

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等



【見直し後】

16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定)	支給地域の例 (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

令和6年人事院勧告で示された国家公務員の地域手当の支給地域及び支給割合（見直し後）

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1 級地（20%）		東京都：特別区
2 級地（16%）	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3 級地（12%）	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4 級地（8%）	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5 級地（4%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて（令和6年11月29日）」で示された地方公務員の地域手当の支給地域及び級地区分・支給割合（見直し後）

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 20%		東京都：特別区
2級地 16%	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 12%	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、蕨市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、習志野市、我孫子市、袖ヶ浦市、印西市 静岡県：裾野市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市、日進市 京都府：長岡京市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 8%	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、狭山市、上尾市、朝霞市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、富津市、浦安市、四街道市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、高砂市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 4%	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 宮城県：富谷市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

※ 表中「都道府県の級地と異なる地域」については、令和6年人事院勧告・報告で示された支給地域に、国家公務員が在勤していない地域も加えて掲げている。

地域区分に関連する各種意見

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）

- 地域区分については、令和7年度に予定されている公務員の地域手当の見直しを踏まえ、その在り方について検討していくべきである。
- 地域差を反映する費用の範囲についても、引き続き介護事業経営実態調査等で実態を把握し、財政中立を原則として、その在り方について検討していくべきである。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

（4）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

（略）

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。